資料5

東京都障害者グループホーム説明会

障害者グループホーム体制強化支援事業

≪令和8年度版≫

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当

～ 目　次 ～

第１	事業の目的、対象補助の額	Ｐ　１
第２	補助の要件	Ｐ　２
第３	補助対象期間の考え方	Ｐ　６
第４	補助金交付の流れ	Ｐ　７
参考	グループホーム従事者研修　スケジュール（案）	Ｐ　８
	要綱類	Ｐ　９

第１　事業の目的、対象、補助の額

１　目的

身体や行動の特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために、手厚い職員配置を行い、質の高いサービスを行っているグループホームを支援することにより、もって障害者の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

２　補助の対象となる者

都内で、総合支援法第５条第１７項に規定する共同生活援助を行う事業者

３　補助の対象となる経費

職員の体制確保に係る次の経費

・給料
・職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、住宅手当等）
・福利厚生費

４　補助基準額及び補助率

（１）補助基準額

ア　体制強化Ⅰ（概ね３：１配置）

「基準日数（※）」×**４，８００円（ユニットあたり）**。ただし、**年１，１７６千円を上限**とする。

イ　体制強化Ⅱ（概ね２：１配置）

「基準日数（※）」×**６，６００円（ユニットあたり）**。ただし、**年１，６１７千円を上限**とする。

ウ　体制強化Ⅲ

「基準日数（※）」×**４，５００円（ユニットあたり）**。ただし、**年１，１０２千円を上限**とする。

※「東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領」第７（２）に定める以下の支援を行った日

・日常生活支援　・食事提供支援　・介護等支援　・入院時における病院等との連絡調整等支援
・帰宅時における家族等との連絡調整等支援　・その他入居者に対する支援

（２）補助率

１０／１０

５　補助の方法

都の直接補助

第２　補助の要件

１　体制強化Ⅰ

（１）利用者の要件

ア　**ユニットの定員数に対して**、**実際に入居している利用者（※都内で支給決定を受けている者に限る）の障害支援区分４～６が８割以上であること**

○要件を満たしているケース

	区分３	区分４	区分５	区分６	計
現利用		4	1		5
予定者		1			1
計		5	1		6

×要件を満たしていないケース

	区分３	区分４	区分５	区分６	計
現利用		1	1		2
予定者		4			4
計		5	1		6

イ　ただし、定員が４名以下の場合の障害支援区分４～６の利用者の数は、次のとおり

定員	区分４以上の利用者の数
４名	３名
３名	２名
２名	１名

（２）職員の要件

次の全てを満たすこと

＜日中＞

ア　**事業所全体**で、世話人の配置が**人員配置体制加算（Ⅰ）**を満たしていること

イ　**当該ユニット**の世話人配置が**人員配置体制加算（Ⅰ）**を満たしていること

ウ　イに上乗せして、**世話人または生活支援員**を、常勤換算方法で**０．４人**加配すること

＜夜間＞

エ　ユニットごとに、**夜間支援員を１人配置**すること

オ　夜間支援等体制**加算Ⅰ**を取得していること

２　体制強化Ⅱ

（１）利用者の要件

ア　体制強化Ⅰの利用者の要件アと同様

イ　アに加えて、次の**いずれか**に該当する利用者を**１名以上**受け入れていること

（ア）**障害支援区分６**

（イ）障害支援区分４以上であり、
かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち**行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上**

（ウ）障害支援区分４以上であり、
かつ、次の区分に該当する**障害者手帳を２つ以上所持**している者

a　身体障害者障害程度等級表の**１級、２級**

b　知的障害（愛の手帳）総合判定基準表の**１度、２度**

c　精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の**１級、２級**

（２）職員の要件

次の全てを満たすこと

＜日中＞

ア　**事業所全体**で、世話人の配置が**人員配置体制加算（Ⅰ）**を満たしていること
（日中サービス支援型の場合は人員配置体制加算（Ⅴ）を満たしていること）

イ　**当該ユニット**の世話人配置が**人員配置体制加算（Ⅰ）**を満たしていること
（日中サービス支援型の場合は人員配置体制加算（Ⅴ）を満たしていること）

ウ　イに上乗せして、**世話人または生活支援員**を、常勤換算方法で**１．０人**加配すること

＜夜間＞

エ　ユニットごとに、夜間支援員を**１人を超えて**配置すること

オ　夜間支援等体制**加算Ⅰ**を取得していること（日中サービス支援型の場合は夜勤の夜間支援従事者を配置していること）

（３）研修の受講

都が実施する「グループホーム従事者人材育成支援事業（専門研修）」を受講すること

（４）国報酬：重度障害者支援加算（Ⅱ）の控除

（１）利用者要件のうち、イ（イ）に該当する強度行動障害を有する利用者について、重度障害者支援加算（Ⅱ）（180単位／日）を受給している場合、その受給額を控除する。（実績報告時に精算）

３　体制強化Ⅲ

（１）利用者の要件
　体制強化Ⅱの要件を満たすユニットにおいて、当該ユニットに入居している利用者のうち、少なくとも１人以上は、障害支援区分４以上であり、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上であるものを受け入れていること

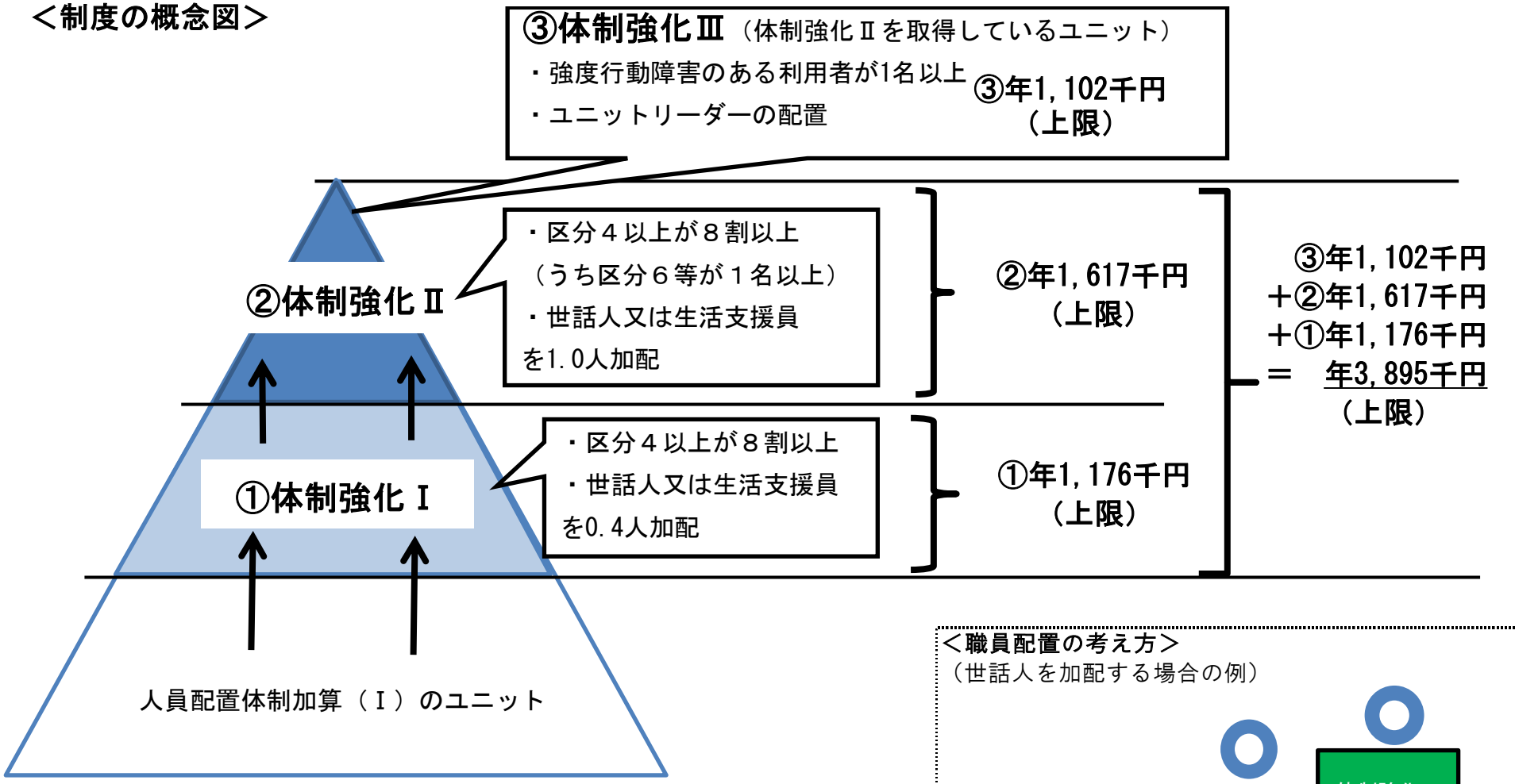
（２）職員の要件
　（１）を満たすユニットに、次のいずれも満たすユニットリーダーを配置
　　ア　（１）のユニットにおける世話人及び生活支援員としての勤務時間数が、事業所において常勤の勤務すべき時間数の半分を超える
　　イ　共同生活援助事業所において、通算５年以上の世話人または生活支援員としての実務経験を有する
　　ウ　他のユニットにおいてユニットリーダーでない

（３）研修の受講
　事業所の管理者が、次の研修をいずれも修了した者であること
　　ア　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
　　イ　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
　　ウ　事業実施年度ごとの東京都障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（管理者研修）

　ユニットリーダーが、次の研修をいずれも修了した者であること
　　ア　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
　　イ　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
　　ウ　事業実施年度ごとの東京都障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（専門研修）

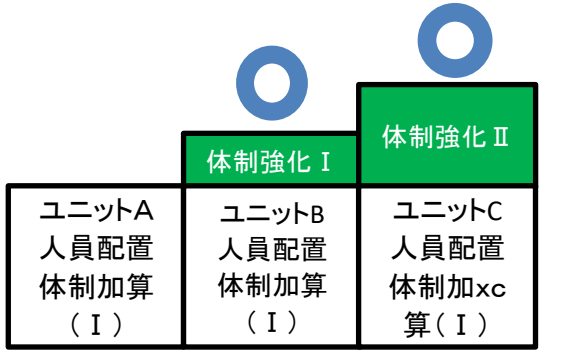
（４）ユニットリーダーが、事業所の管理者と協力して、（１）のユニットに従事する他の世話人等に対し、（３）の還元研修を実施し記録を残すこと

＜制度の概念図＞



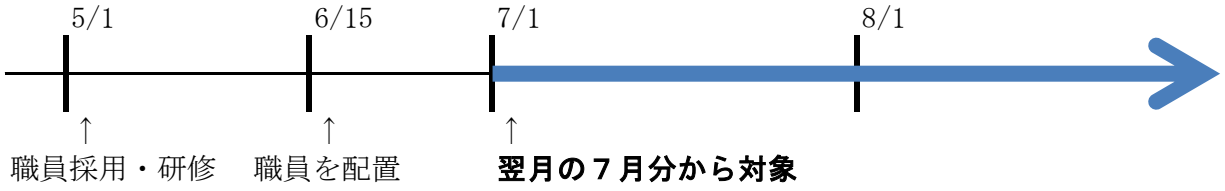
＜職員配置の考え方＞

（世話人を加配する場合の例）



第３　補助対象期間の考え方

１【原則】補助の各要件は、毎月１日の状況により判断

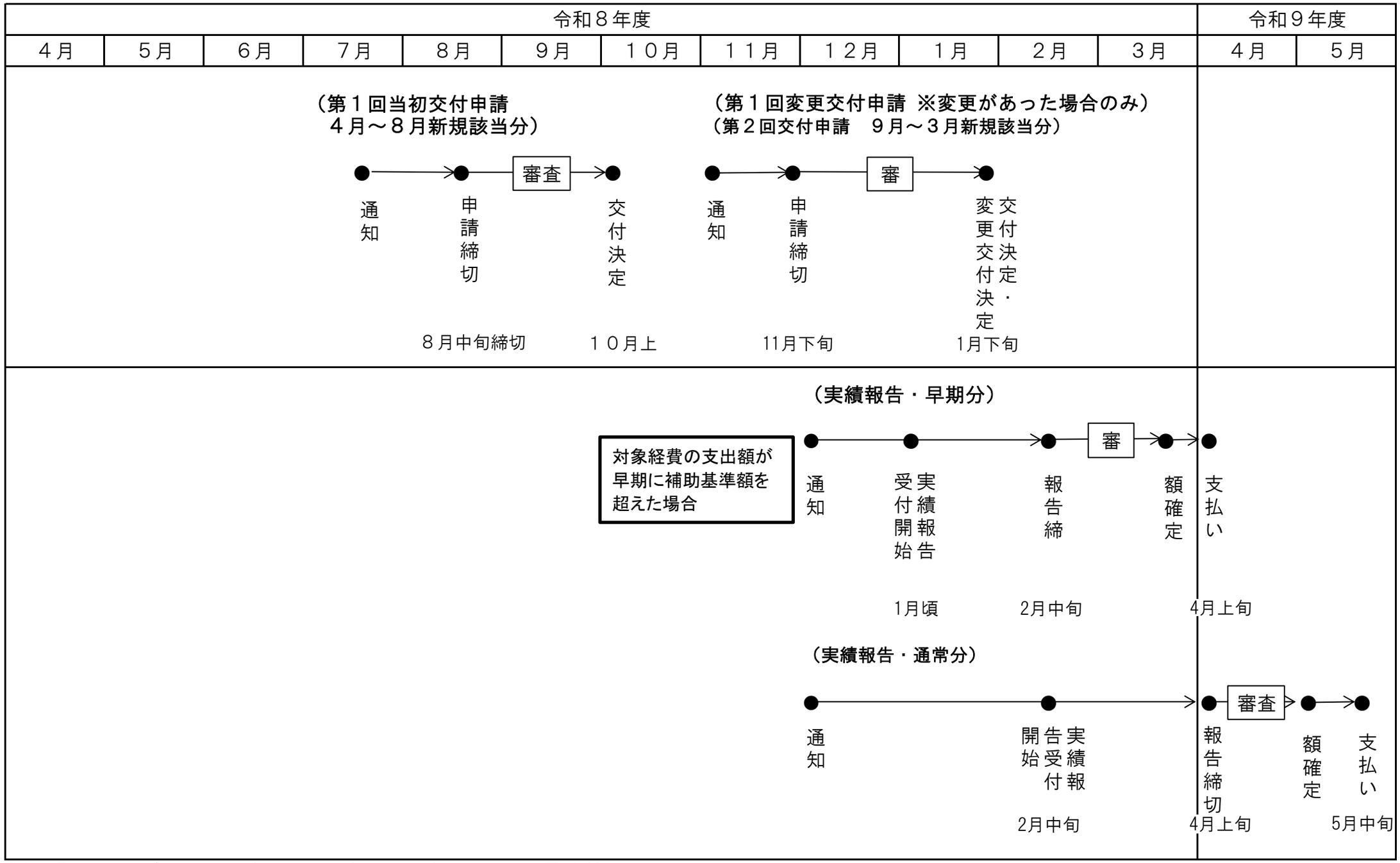


２【例外】利用者が該当しなくなった場合は、３か月の猶予期間を設ける
（猶予期間の３か月には、該当しなくなった日の当月も含む）



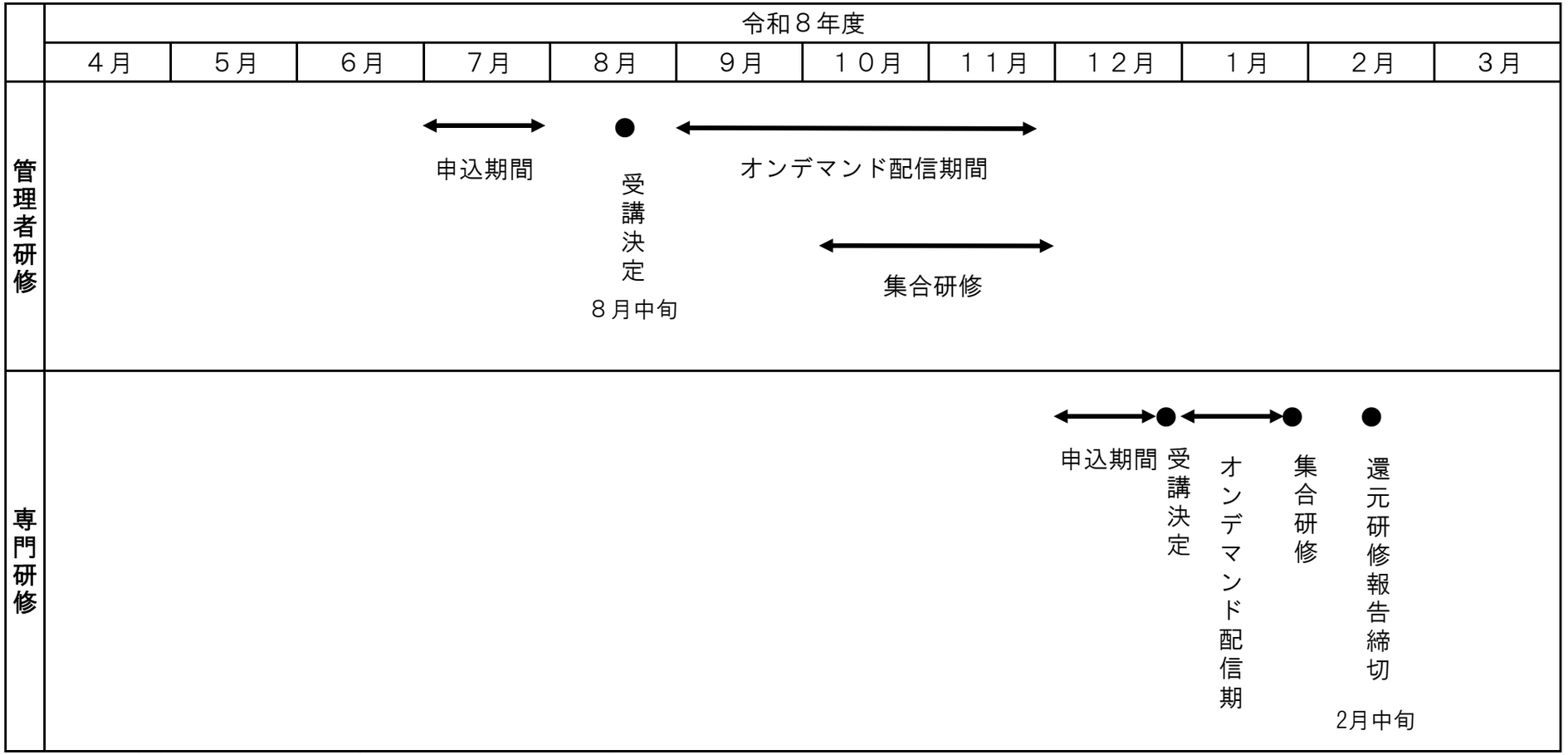
※　職員配置の要件に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日から補助対象外となることに注意

第４　補助金交付の流れ（令和８年度案）



※　現時点での案であり、変更することがありますのでご了承ください。

【参考】グループホーム従事者研修　スケジュール（案）



※　現時点での案であり、変更することがありますのでご了承ください。